

会員各位

令和6年7月4日

近畿税理士会和歌山支部  
支部長 坂本忠進

メール公文

近税6第575号

(業対第129号)

令和6年7月4日

下記のとおり「相続税申告書第11表の様式改訂に伴う対応について」  
周知依頼がございましたので、よろしくお願いいたします。

支 部 長 各 位

近畿税理士会

業務対策部長 阪 広 久

### 相続税申告書第11表の様式改訂に伴う対応について（周知依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部運営並びに本会会務運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、相続税申告書第11表について、令和6年5月30日付発信文書「相続税申告書第11表の様式改訂等について（お知らせ）」（別紙参照）において、申告書作成にあたっての利便性の向上を図ることを目的として、令和6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、様式の改訂がなされる旨をお知らせしたところです。

国税庁では、第11表の様式改訂については、ソフトウェア開発業者等が開発するソフトウェアにおいて影響が大きいことから、令和6年分の相続税の申告について、旧様式の第11表の送信も可能とすることとした旨、別紙のとおり連絡がありました。

また、本件については、[e-Taxホームページ](#)において、FAQ（相続税申告書第11表）の「No.1」に詳細を掲載している旨、併せて連絡がありましたので、支部会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

なお、本件については、本会会員専用ホームページの「お知らせ」にも掲載しております。

#### 【別紙】

国税庁依頼文

#### 【参考別紙】

「相続税申告書第11表の様式改訂等について（お知らせ）」（近税6第414号（業対第94号））



日本税理士会連合会

会長 太田 直樹 様

国税庁課税部資産課税課長

秦 幹雄

## 相続税申告書第11表の様式改訂に伴う対応について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年4月30日付周知依頼文書「相続税申告書第11表の様式改訂等に関する情報提供について（周知依頼）」におきまして、令和6年1月相続開始分以降の相続税申告書から、第11表の様式の改訂を行う旨を御案内させていただきました。

この第11表の様式改訂については、ソフトウェア開発業者等が開発するソフトウェアにおいて影響が大きいことから、令和6年分の相続税の申告について旧様式の第11表の送信も可能とすることといたしました。

貴会におかれましては、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、上記の内容につきまして、以下のe-Taxホームページにおいて、FAQ（相続税申告書第11表）の「No.1」（別紙）に詳細を掲載しております。

掲 載 情 報	掲 載 場 所
相続税申告書第11表に係る様式改訂について	《e-Taxホームページ》 ホーム > お知らせ一覧 > ソフトウェア開発業者の方へ > 相続税申告書第11表に係る様式改訂について > 「相続税申告書第11表に係る様式改訂について」 > FAQ（相続税申告書第11表）  <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/shiyo/shiyo2.htm#anc14">https://www.e-tax.nta.go.jp/shiyo/shiyo2.htm#anc14</a>

連絡先：国税庁課税部資産課税課

電 話：03-3581-4161

担 当：企画専門官 塚本（内線3317）

## FAQ (相続税申告書第 11 表)

No.	質問	回答
1	<p>【第 11 表、第 11 表の付表 1～付表 4】</p> <p>令和 6 年分の相続税の申告において、旧様式（令和 2 年 4 月分以降用）の第 11 表を提出することはできますか。</p>	<p>令和 6 年分の相続税の申告について、原則、新様式（令和 6 年 1 月分以降用）の第 11 表を用いて申告していただくこととなりますが、暫定的な対応として、旧様式の第 11 表の送信も可能といたします。</p> <p>そのため、令和 6 年分申告用の手続きのバージョンで第 11 表の新様式・旧様式のいずれかを選択して申告することが可能です。</p> <p>なお、上記の対応を踏まえ、旧様式の第 11 表で作成されたデータを書面出力して提出することも可能といたします。</p> <p>また、第 11 表以外の様式については、新様式の第 11 表を前提とした様式改訂を行うため、第 11 表から他の様式に転記させる箇所や、他の様式から第 11 表に転記させる箇所に係る様式上の文言についても修正することになります。</p> <p>そのため、旧様式の第 11 表を使用する場合は、上記文言について連動が取れないこととなりますが、旧様式の第 11 表を使用する場合のシステム上の制約としてご理解ください。</p>
2	<p>【第 11 表、第 11 表の付表 1～付表 4】</p> <p>修正申告書の入力に当たり、修正がない財産についてはその財産の価額の合計額のみを入力し、修正がある財産のみ詳細に入力する場合、新様式の第 11 表及び第 11 表の各付表にはどのように入力すればいいでしょうか。</p>	<p>他の様式（第 15 表など）との連動が保たれるように入力いただきますようお願いいたします。</p>
3	<p>【第 11 表】</p> <p>①「項番」欄の入力仕様を教えてください。 （単純に 1 からの連番を入力するのか、それとも任意の番号を入力するのか。）</p> <p>②相続人が 10 人以上いる場合、第 11 表を複数枚作成するのでしょうか。</p>	<p>① 1 からの通し番号を入力します。</p> <p>② ご認識のとおりです。</p>

No.	質問	回答
4	<p>【第 11 表】</p> <p>旧様式の第 11 表の合計表には「各人の合計」を入力する欄がありますが、新様式の第 11 表「2 取得財産の価額の合計表」にも同様に「各人の合計」を入力する必要がありますか。</p>	<p>新様式の第 11 表の「2 取得財産の価額の合計表」は、財産を取得した人ごとに合計した金額を入力する欄であるため、「各人の合計」を入力する必要はありません。</p>
5	<p>【第 11 表】</p> <p>非課税限度額以内の生命保険金のみ相続した場合には第 11 表の付表 1～4 に入力する相続財産はありませんが、第 11 表には以下のとおり入力してよろしいでしょうか。</p> <p>・相続税申告書「第 11 表」 — 上記の相続人が「国税花子」の場合—</p> <p>「1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧」</p> <p>「項番：1」、「財産を取得した人の氏名：国税 花子」と入力する。</p> <p>「2 取得財産の価額の合計表」</p> <p>「財産を取得した人の番号：1」、「①分割財産の価額：空欄」、「③取得財産の価額：空欄」と入力する。</p>	<p>ご質問の場合、非課税限度額内の生命保険金のみを取得した相続人は、第 11 表や第 11 表の各付表に入力すべき事項がなく、また、申告義務がないものと考えられますが、その相続人の取得した生命保険金に係る事項については第 9 表に入力していただく必要があります。</p> <p>なお、その相続人が申告するとの判断から第 11 表に入力する場合には、ご質問のような形式で入力していただいても、「①分割財産の価額」欄及び「③取得財産の価額」欄には空欄でなく「0」と入力していただいても差し支えありません。</p>
6	<p>【第 11 表の付表 1～付表 4】</p> <p>第 11 表の付表 1～付表 4 の「項番」欄は、どのように入力すればいいでしょうか。</p>	<p>各付表で入力する財産ごとに 1 からの通し番号を入力します（付表 1 で項番 1, 2, 3 …、付表 2 で項番 1, 2, 3 …）。具体的な入力イメージは、「相続税申告書入力要領（相続税申告書第 11 表）」をご覧ください。</p>
7	<p>【第 11 表の付表 1～付表 4】</p> <p>第 11 表の付表 1～付表 4 の「項番」欄は、第 11 表以外の申告書とのひも付けなどを行いますか。</p>	<p>「項番」欄は、第 11 表の各付表以外の申告書とのひも付けは行いません。</p>
8	<p>【第 11 表の付表 1～付表 4】</p> <p>「細目」ごとに、(小計) [計] を計算する必要がありますか。また「細目」欄のない付表 3 は [計] を計算する必要がありますか。</p>	<p>「細目」ごとに、(小計) [計] の計算をする必要はありません。</p> <p>また、付表 3 について、[計] を計算する必要はありません。</p>

No.	質問	回答
9	<p>【第 11 表の付表 1～付表 4】            書面出力して提出する場合、「所在場所等」欄などで同じ内容が続く場合は、「同上」や「〃」に置き換えて入力して差し支えないでしょうか。</p>	<p>従来どおり、システムを用いて申告書を作成する際は、前の行と重複する内容であっても「同上」や「〃」、空欄などにより入力を省略しないでください。</p>
10	<p>【第 11 表の付表 1～付表 4】            一つの（同一の）財産を取得した人が 4 名以上の場合、どのように入力をするのでしょうか。</p>	<p>一つの（同一の）財産を 4 人以上が相続する場合は、複数の行を使用して入力します。この場合、最初の行以降の「項番」、「財産を取得した人の番号」及び「取得財産の価額」欄以外の欄への入力は必要ありません。            詳細は、「相続税申告書入力要領（相続税申告書第 11 表）」をご覧ください。</p>
11	<p>【第 11 表の付表 1～付表 4】            財産の持分割合については、従来どおり「価額」欄内に入力するのでしょうか。</p>	<p>（被相続人の財産に持分割合があった場合）            第 11 表の付表 1：「持分割合」欄に被相続人が有していた持分割合を入力してください（単独所有していた場合には入力は不要です）。            第 11 表の付表 2～4：「備考」欄に、被相続人が有していた持分割合を入力してください（単独所有していた場合には入力は不要です）。             （相続人が共有で財産を相続した場合）            相続人が取得した持分割合の入力は不要です。            なお、相続人の持分割合を申告書上に表示したい場合は、「備考」欄を使用して持分割合を表示していただいで差し支えありません。</p>
12	<p>【第 11 表の付表 1】            今回の様式改訂に伴い、相続税申告書第 11・11 の 2 表の付表 1 等の小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける場合に入力する様式（以下「小規模宅地等の特例に関する様式」とします。）にも変更があるのでしょうか。            また、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける財産は、第 11 表の付表 1 にどのように入力をするのでしょうか。</p>	<p>小規模宅地等の特例に関する様式について、大きな変更は予定していません。            小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける土地等は、以下のとおり第 11 表の付表 1 に入力します。            ・「面積」欄：その土地等の面積            ・「持分割合」欄：被相続人が有していた持分割合            ・「価額」欄：特例適用後の金額            ・「特例」欄：「1」</p>

No.	質問	回答
13	<p>【第 11 表の付表 1】</p> <p>第 11 表の付表 1 の「所在場所」欄を、4 項目に分けて入力する理由を教えてください。</p>	<p>第 11 表については、その財産の種類・細目等の区分に応じて入力しやすくなるよう様式を改訂しています。</p> <p>第 11 表の付表 1 には、相続税がかかる財産のうち土地・家屋等を全て入力することとなるため、「所在場所」欄は、「所在場所」の項目を分けることにより適切な形式で入力しやすくなるよう様式を改訂しています。</p>
14	<p>【第 11 表の付表 1】</p> <p>①「備考」欄の入力仕様を教えてください。</p> <p>②「面積」欄、「単価又は倍数」欄、「固定資産税評価額」欄、「価格」欄はいずれも単位を表示しなくてもよろしいでしょうか</p>	<p>①「備考」欄は、入力内容を補足するための付記事項を入力する欄です。</p> <p>なお、取得した財産が区分所有財産である場合に、その区分所有財産に係る敷地利用権（敷地権）の割合を入力してください。</p> <p>②単位の表示は不要です。</p>
15	<p>【第 11 表の付表 1】</p> <p>相続税申告書入力要領（相続税申告書第 11 表）において、「特例」欄は「1」～「4」のコードを入力するとありますが、「1」と「3」のどちらも該当する場合はどのように入力するのでしょうか。</p> <p>（コード値）</p> <p>1：租税特別措置法第 69 条の 4 《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》</p> <p>3：租税特別措置法第 69 条の 6 《特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例》</p>	<p>ご質問の場合には、「1・3」のようにどちらのコードも入力します。</p>

No.	質問	回答
16	<p>【第 11 表の付表 2】</p> <p>①「備考」欄の入力仕様を教えてください。</p> <p>②「数量」欄の単位は、入力された値に応じた単位を表示する必要がありますか。もしくは「数量」欄、「為替」欄、「単価」欄、「価額」欄のいずれも単位を表示しなくてもよろしいでしょうか。</p> <p>③「為替」欄の入力仕様を教えてください。</p> <p>④取引所等の名称（東 P/ジャスダック等）は表示しなくてもよろしいでしょうか</p>	<p>①「備考」欄は、入力内容を補足するための付記事項を入力する欄です（「相続税申告書入力要領（相続税申告書第 11 表）」の 5 頁をご覧ください。）。</p> <p>②「単価」欄については、単位まで入力してください。「数量」欄、「価額」欄、「為替」欄については、表示不要です。</p> <p>③取得した有価証券が外国株式などの場合には、「為替」欄に日本円の為替レートを入力します。詳細は、「相続税申告書入力要領（相続税申告書第 11 表）」の 5 頁をご覧ください。</p> <p>④表示不要です。</p>
17	<p>【第 11 表の付表 2】</p> <p>取引相場のない株式等の評価において、評価明細書の「株式の評価額」の入力が分数あるいは小数となった場合は、第 11 表の付表 2 の「単価」欄はどのように入力すればよいでしょうか。</p>	<p>第 11 表の付表 2 の「単価」欄の入力については、評価明細書の「株式の評価額」と同様に、分数又は小数で入力することとなります。</p> <p>なお、入力文字数等により分数や小数での入力が困難な場合は、「(評価明細書のとおり)」等と入力して差し支えありません。</p>
18	<p>【第 11 表の付表 2】</p> <p>第 11 表の付表 2 の「所在場所等」欄下段において、上場株式の場合も住所を入力する必要があるでしょうか。それとも特定同族会社の株式や出資などの場合のみで構わないでしょうか。</p>	<p>特定同族会社の株式や出資などを入力する場合には、「所在場所等」欄の入力をお願いします。</p> <p>上場株式を入力する場合には、「所在場所等」欄に住所を入力する必要はありません。</p>
19	<p>【第 11 表の付表 3】</p> <p>①「備考」欄の入力仕様を教えてください。</p> <p>②「数量」欄、「単価」欄、「価額」欄のいずれも単位を表示しなくてもよろしいでしょうか。</p>	<p>①「備考」欄は、入力内容を補足するための付記事項を入力する欄です（「相続税申告書入力要領（相続税申告書第 11 表）」の 7 頁をご覧ください。）。</p> <p>②「数量」欄を入力する場合（外貨建ての預貯金など）は、単位まで入力してください。「単価」欄、「価額」欄については、単位の表示は不要です。</p>
20	<p>【第 11 表の付表 4】</p> <p>①「備考」欄の入力仕様を教えてください。</p> <p>②「数量」欄、「倍数」欄、「単価」欄、「価額」欄のいずれも単位を表示しなくてもよろしいでしょうか。</p>	<p>①「備考」欄は、入力内容を補足するための付記事項を入力する欄です。</p> <p>②「数量」欄については、単位まで入力してください。「倍数」欄、「単価」欄、「価額」欄については、単位の表示は不要です。</p>

No.	質問	回答
21	<p>【その他】</p> <p>第 11 表の各付表と同様の項目(所在場所等)を持つ他の様式について、第 11 表の各付表のフォーマットに合わせた様式改訂は予定していますでしょうか。</p> <p>(第 11 表の 2 表、第 11・11 の 2 表の付表 1 別表 2、第 11・11 の 2 表の付表 4、第 12 表など)</p>	<p>第 11 表以外の様式については、一部様式の改訂を予定していますが、第 11 表の各付表のフォーマットに合わせた様式改訂は予定しておりません。</p>
22	<p>【その他】</p> <p>①財産評価の各評価明細書について、第 11 表の各付表のフォーマットに合わせた様式改訂は予定していますでしょうか。</p> <p>②第 11 表の各付表には「国外」欄がありますが、財産評価の各評価明細書のいずれかに「国外」を判別できる表記は必要でしょうか。</p>	<p>①第 11 表の各付表のフォーマットに合わせた様式改訂(所在場所の分割)は予定しておりません。</p> <p>②「国外」を判別できる表記は不要です。</p>
23	<p>【その他】</p> <p>相続税申告書第 11 表の改訂を受けて、贈与税申告書を改訂する予定はありますか。</p>	<p>現状、第 11 表の改訂を受けて、贈与税の申告書の所在地を第 11 表のように 4 項目に分ける予定はありません。</p>
24	<p>【その他】</p> <p>「相続税の申告書等(e-Tax 様式)改訂一覧」にて、第 3 表などの「主な改訂内容」欄に記載のある「新規 XML 対応」という記載の意味を教えてください。</p>	<p>XML 形式での受付に対応するという意味になります。</p>
25	<p>【その他】</p> <p>「相続税の申告書等(e-Tax 様式)改訂一覧」に記載のある「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」は、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」で使用する以外に、倍率地域のマンションを評価する場合も使用するのでしょうか。</p>	<p>倍率地域のマンションを評価する場合についても「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」を使用します。</p>
26	<p>【その他】</p> <p>第 15 表の「細目」は令和 5 年分と変わらないでしょうか。</p>	<p>第 15 表の「細目」については、旧様式(令和 2 年 4 月分以降用)と変わりありません。</p>

## メール公文

近税6第414号

(業対第94号)

令和6年5月30日

支部長各位

近畿税理士会

業務対策部長 阪 広 久

## 相続税申告書第11表の様式改訂等について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部運営並びに本会会務運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では、申告書作成にあたっての利便性の向上を図ることを目的として、令和6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、第11表の様式の改訂を行うこととしました。

また、相続税 e-Tax の普及・拡大については、相続税 e-Tax に関するリーフレット専用ページの改修および相続税 e-Tax に関するリーフレットの改訂等の対応をすることとした旨連絡がありましたので、お知らせします。

なお、本件については、本会会員専用ホームページの「お知らせ」にも掲載しております。

## 【別添資料】

- ・別添1 相続税申告書第11表改訂【令和6年1月以降相続開始分】
- ・別添2 相続税 e-Tax リーフレット（税理士用）
- ・別添3 相続税 e-Tax リーフレット（財産取得者用）



イメージデータで提出可能な  
添付書類（相続税申告）



相続税申告の作成・提出に  
ついてよくある質問

# 相続税申告書第11表の様式改訂

## 【相続税がかかる財産の明細書】



### 概要

相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）については、不動産や預貯金、有価証券などの全ての財産で同じ様式を使用しておりましたが、令和6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、**各財産の種類別に所在場所や数量等の記載方法を明確化**し、申告書作成に当たっての利便性の向上を図ることを目的として、**相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）の様式を分割**するなどの改訂を行うこととしました。

～4種類の様式に分割し、合計表を追加～

第11表

第11表（合計表）

第11表の付表1（土地・家屋等用）

第11表の付表2（有価証券用）

第11表の付表3（現金・預貯金等用）

第11表の付表4（その他の財産用）

### 相続税申告は「e-Tax」をご利用ください！

- 国税庁ホームページ内に、相続税e-Taxに関する情報を集約した「相続税e-Tax特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、e-Taxに関するFAQや、イメージデータで提出可能な添付書類など、相続税e-Taxを利用する際に参考となる情報を掲載しています。

相続税e-Tax  
特設サイト





税理士の皆さまへ

# 相続税 e-Tax をご利用ください

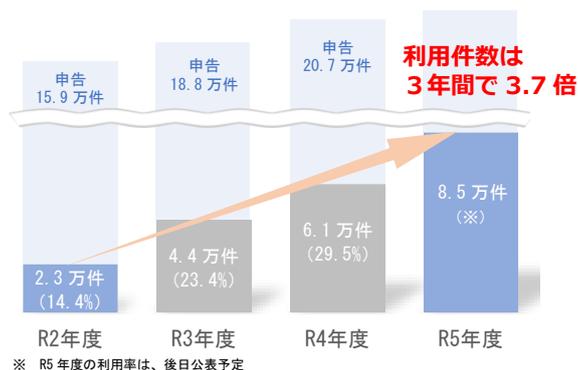


国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

利用件数増加

## 相続税 e-Tax の利用件数は増加 ~多くの方がメリットを享受~

### 【相続税 e-Tax の利用件数】



#### メリット① 24時間申告可能 (メンテナンス時間を除く)

⇒ 税務署に向く必要がなく、郵送料・印刷代（紙代）・交通費を削減

#### メリット② 提出書類をデータ保存

⇒ 書面で保存するより紛失リスクを軽減、管理コストを削減

#### メリット③ キャッシュレスによる納税もスムーズ！

利便性は年々向上

## 税理士の皆さまからのご意見を踏まえ利便性を向上

相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図っています。

### 提出をお願いしている添付書類を削減 (R5.1~)

⇒ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

### イメージデータ送信容量を拡大 (R5.5~)

⇒ 最大 154MB まで送信可能（1回当たりの送信容量を 8MB から 14MB に拡大）

### 利用者識別番号の確認を簡素化 (R5.6~)

⇒ 財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡

#### 【今後予定している利便性向上策】

令和7年1月以降、e-Taxのマイページにおいて、過去にe-Tax送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定です。また、今後マイページの税務代理人への利用拡大といった機能の充実も検討しています。

※ e-Taxのマイページでは、財産取得者本人が、e-Taxに登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」を確認することが可能。

## 「相続税 e-Tax 特設サイト」のお知らせ

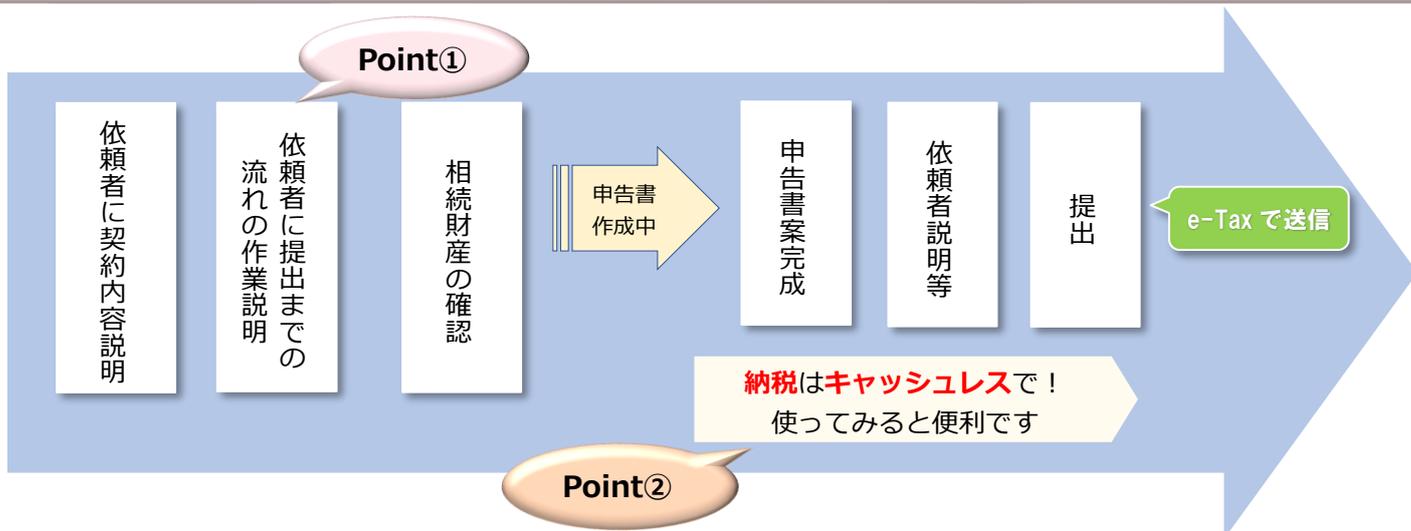
- 国税庁ホームページ内に、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、相続税 e-Tax に関するFAQや、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧など、相続税 e-Tax を利用する際に参考となる情報を掲載しています。

### 【相続税 e-Tax 特設サイト】

Check!

閲覧は  
こちらから





**Point①**

**まずは利用者識別番号を確認！**

- (申告書を提出する) 財産取得者 (相続人等) 全員の**利用者識別番号を確認**
- 利用者識別番号の有無が不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax 送信



変更等届出書の  
詳細はこちら

**Point②**

**申告書作成中に納税手続の準備**

- **ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替) を利用するため、事前に「ダイレクト納付届出書」を提出**
  - ※ e-Tax 送信の場合は 1 週間程度、書面提出は 1 か月程度で利用可能となります。
  - ※ e-Tax の代理送信による提出はできません。
- e-Tax で申告する際に「自動ダイレクト」が利用できます。
  - ※ ご利用にあたり、財産取得者全員のダイレクト納付の登録が完了している必要があります。



自動ダイレクト  
の詳細はこちら

**【相続税 e-Tax の体験談 税理士に対するアンケート(抜粋)】**

- ・ 現在、相続税申告の全てを e-Tax で行っています。紙での提出と比較し、相当な申告作業が省力化されたと感じています。特に、印鑑証明書等、原則全ての添付書類をイメージデータで提出できることに、非常に満足しています。(70 代以上)
- ・ 相続税 e-Tax を利用しました。「変更等届出書」の送信による利用者識別番号の確認を行いました。簡単に利用者識別番号を把握することができ、とても助かりました。また、添付書類の見直しで、送信する書類もかなり少なくなっています。今後も更なる利便性向上に期待しています。(50 代)

**申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて**

- 国税庁・国税局 (沖縄国税事務所を含む) ・税務署においては、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれる中、税務行政の DX における手続の見直しの一環として、**令和 7 年 1 月から書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。
- e-Tax を利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により、申告書等を提出した事実を確認することができますので、是非 e-Tax をご利用ください。
- 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法の詳細や、申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関する Q&A は国税庁ホームページでご確認ください。



申告書等の控えへの  
收受日付印の押なつ  
の見直しの詳細は  
こちら

**e-Tax の送信準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ**

e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律の通話料金)  
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 (休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

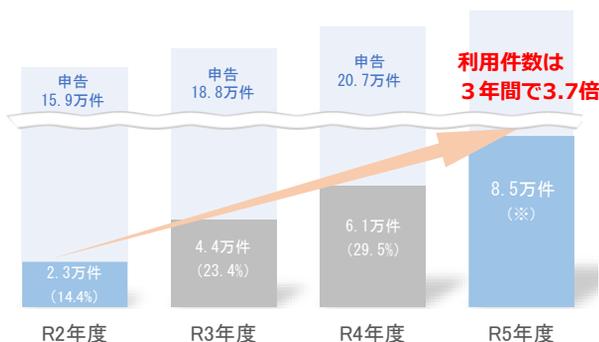
相続税の申告を税理士に依頼される方へ

# 相続税申告は e-Taxをご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

## 相続税e-Taxの利用件数は年々増加



インターネットを利用して申告や納税  
手続きをすることができるので、税務署や  
金融機関に出向く必要はありません。

## 利用者識別番号の確認・取得

e-Taxのご利用には、16桁の利用者識別番号が必要です。

なお、過去に所得税申告や贈与税申告などでe-Taxをご利用されたことがある場合、その際に用いた利用者識別番号をご利用いただけます。

また、**税理士に申告書の作成を依頼される際は**、利用者識別番号の有無に応じて、**下欄にチェックいただき、この用紙を税理士にお渡しください。**

### 利用者識別番号が**分かる方**

下欄に利用者識別番号を記載してください（確認方法は裏面をご覧ください。）。

【利用者識別番号】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

### 利用者識別番号を**取得したことがない**又は**分からない方**

利用者識別番号の取得又は確認はご自身で行うか、税理士に依頼することもできます。

税理士に利用者識別番号の取得又は確認を依頼する。

ご自身の住所地を管轄する税務署に利用者識別番号の取得又は確認を行い、後日、税理士に利用者識別番号を伝える。

住所

氏名



